平成３０年（フ）第８１２号
東京都葛飾区東水元５丁目34―10　レオパレス金町第４　105
債務者　藤村　雪江
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８１４号
東京都江戸川区新堀２丁目18―８―202
債務者　田中　弘美（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８５６号
東京都足立区千住緑町３丁目14―２―301
債務者　内田　秀之
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８６２号
東京都江東区大島５丁目48―９―402
債務者　奥井　清一
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８６９号
東京都葛飾区青戸２丁目14―３　マッシュ一番館106
債務者　小林　肇
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８７３号
東京都中野区本町２丁目19―８―203
債務者　金子賢太朗
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８７５号
東京都港区芝５丁目18―１―720
債務者　米山しづ江
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８７６号
東京都世田谷区奥沢７丁目22―５―201
債務者　山本　千里
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８０号
東京都江戸川区松江６丁目５―22―301
債務者　渡邉　俊弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８１号
東京都練馬区高松３丁目18―11
債務者　大沢　亨
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４９号
静岡市駿河区丸子６丁目３番１号　Ｆ201号
債務者　小林　恒夫
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３９０号
大阪府豊中市長興寺南４丁目１番３―302号
債務者　中野　正道
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４２１号
大阪府東大阪市三ノ瀬３丁目２番14号　ゴッドフィールド荒川　301号
債務者　加納美貴子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５０９号
大阪府豊中市新千里東町２丁目５番12―607号
債務者　森　誠治
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部